

内部監査人研修

～保稅業務とは～

平成29事務年度
監視部保稅地域監督官

説明内容

- ◆ はじめに
- ◆ 保税地域の役割
- ◆ 保税地域における貨物管理の変遷
- ◆ 自主管理制度とは
- ◆ 自主管理と社内管理規定（CP）
- ◆ CPの導入と貨物管理の変遷
- ◆ CPの概要
- ◆ 保税業務とは
- ◆ 貨物管理者（倉主）とは / 貨物管理を行うとは
- ◆ 処分関係（保税蔵置場 / 指定保税地域の場合）

はじめに

- ▼ **保税**という言葉については、関税法上、特に定義はありません。
広辞苑によると、「**関税の賦課が保留されている状態**」との説明がされています。
しかしながら、輸入貨物が再輸入免税適用貨物である場合のように、必ずしも関税や内国消費税が課される訳ではなく、徴収すべき税が存在しない輸入貨物が多いのも事実です。
- ▼ **保税**の意義については
輸入貨物について
 - ・ **本邦到着から輸入の許可を受けるまでの間の**輸出貨物について
 - ・ **輸出許可済貨物を外国貿易船等に船積みまでの間の**これらの外国貨物に関する各種取扱いや規制等を「**保税制度**」と総称していると言われていています。
- ▼ 以前から、「**保税は関税法の原点**」と呼ばれていましたが、社会情勢の変化に応じて、AEOの推進や輸出貨物の搬入前申告制度の導入といった規制緩和などにより、「**関税法の原点**」という意味合いがやや薄れてきたことは否めません。
しかしながら、円滑な税関行政を遂行し、水際での取締りを効果的かつ効率的に実施するため、**保税制度が必要不可欠な制度である** ことに変わりはありません。

保税地域の役割

◆ 保税地域がなかったら・・・

◆ どこからでも貨物を国内に引き取ることが可能。

つまり、貨物は任意の場所に置かれ、貨物の抜き取り、すり替えなどの不正行為が容易となる。

◆ 社会悪物品等の効率的・効果的な取締り、適正な申告・徴税の確保が困難となる。

社会悪物品等の国内流入

公益性の損失！

- ◆ 国民生活の安全・健康の維持
- ◆ 国際的な平和維持・環境保護等

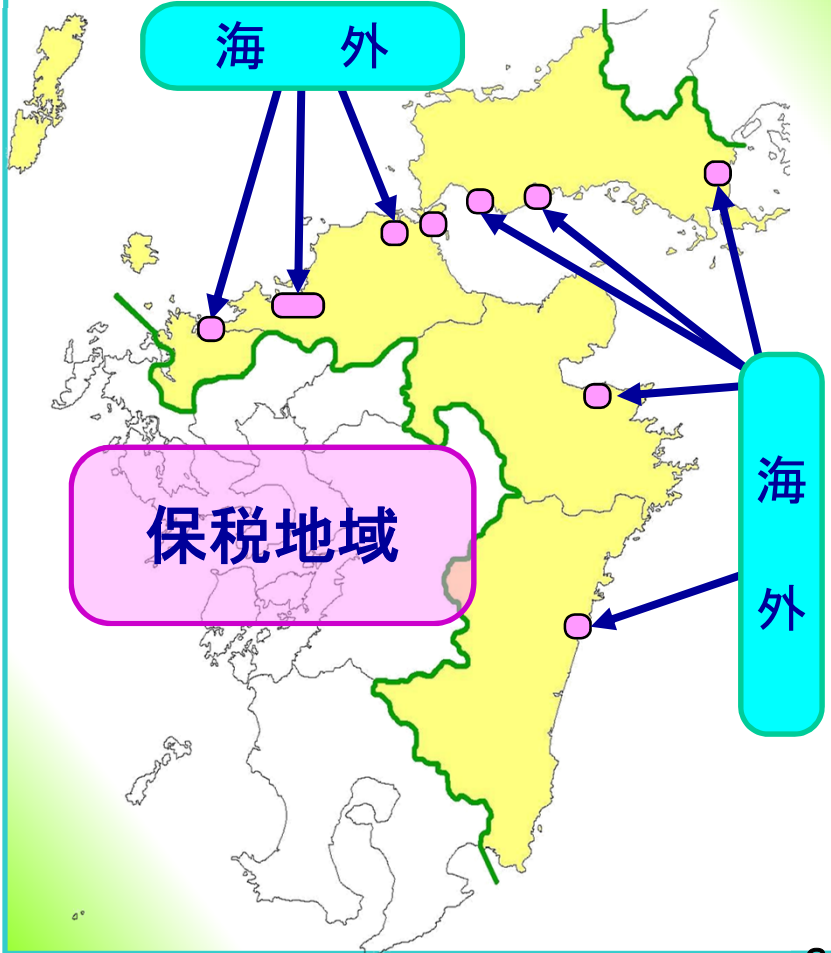


保税地域の役割

◆貨物の保税地域への集中
貨物を税関監督下の保税地域に
置いて、管理することが効果的

★効率的・効果的な検査の実施
安い行政(行政コストの軽減)
★輸入貨物に係る関税債権の確保

社会悪等の国内流入阻止！



<p>覚醒剤</p>	<p>覚醒剤</p>	<p>覚醒剤</p>
<p>ローラー一部分に隠匿 (H24年12月 門司税関博多税関支署 摘発)</p>	<p>鉄鉱石様のものの内部に隠匿 (H25年5月 神戸税関本関 摘発)</p>	<p>大理石の内部に隠匿(H26年1月 門司税関博多税関支署 摘発)</p>
<p>大麻</p>	<p>大麻</p>	<p>コピー商品</p>
<p>郵便物(ローソク)に隠匿(H25年 8月横浜税関川崎外郵出張所 摘 発)</p>	<p>航空貨物(コーヒー袋)に隠匿 (H25年6月東京税関成田航空貨 物出張所 摘発)</p>	<p>郵便物内にコピー商品を隠匿(H25 年8月 東京税関東京外郵出張所 摘 発)</p>

保税地域における貨物管理の変遷

●昭和2年(1927年)～ 税関の許可制(保税倉庫法)(税関の厳格な直接管理)
保税倉庫における貨物の搬出入については税関の許可を受ける



●昭和29年(1954年)～ 税関による直接管理(届出制による税関の直接管理へと緩和)
貨物の搬出入ごとに、税関への届出および税関職員の立会



●昭和47年(1972年)～ 一部自主管理制度導入
取締上支障がないと指定した保税地域は、搬出入の記帳により届出不要



●平成4年(1992年)～ 社内管理規定(CP)の整備



●平成9年(1997年)～ 全面自主管理制度導入
全ての保税地域に記帳義務を課し、貨物の搬出入に係る届出を廃止
⇒税関による指導・監督を通じた間接的な貨物管理



●平成19年(2007年)～ 特定保税承認制度(AEO)導入
コンプライアンスと貨物のセキュリティ管理に優れた倉主への優遇措置

自主管理制度とは

【自主管理の基本的な考え方】

● 税関は

倉主の皆様が、

- ・ 関税関係法規のルールを遵守するという **信頼感**を持ち、
- ・ 保税地域内に搬出入される貨物及び蔵置される貨物の保税手続上の管理が倉主によって **自主的、かつ的確**に行われることを **期待**しています。

● 倉主の皆様は

自己の責任を自覚し、ルールに従い、保税手続を **自主的に処理** することになります。

倉主 ⇒ 貨物管理者

⇒ 指定保税地域では「貨物を管理する者」

⇒ 許可保税地域では「被許可者」



**税関と倉主との
信頼関係が大事**

つまり、**自主管理**において、

◆ 倉主は、上記の基本的な考え方に基づいて、

- ・ 搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの**事実**を**迅速、かつ、的確**に記帳することになります。

◆ 税関は、事後又は臨時的において、

- ・ 倉主が記帳した内容を点検し、
- ・ 倉主が **自ら定めたルール** に沿った貨物管理状況の**的確性**を確認します。

自主管理と社内管理規定(CP)

- 自主管理制度において、
貨物管理者は、自ら策定したルールに沿って、搬出入、取扱い等の貨物管理を適正に行い、それらの事実を迅速、かつ、的確に記帳することになります。



◆CP(Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

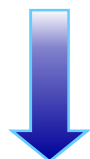
■ CPの目的(基本通達34の2-9)

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保
する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備することになっています。

CPの導入と貨物管理の変遷

■ CP (Compliance Program: 貨物管理に関する社内管理規定)

直接
管理



間接
管理

【CP導入に係る経緯】

- 昭和46年以前

搬出入の際、**税関に届出が必要**

- ① 昭和46年 自主管理のトライアル的導入
- ② 昭和47年 **自主管理制度導入**
- ③ 平成 4年 CP整備の指導開始
- ④ 平成 9年 **完全自主管理体制に移行**
- ⑤ 平成12年 CP整備を基本通達化



CPの概要

● CPの目的

- ・ 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、
- ・ もって関税法その他関係法令に規定する税関手続きの適正な履行を確保する観点から、
- ・ 社内管理規定を整備する。



保税業務とは

- ▼ 保税業務を定義するとすれば、倉主が **CPに基づいた適正な貨物管理** を行うとともに、例えば、収容能力が増加する場合における届の提出など、関税法が求める必要な税関（保税）手続きを的確に行うことと言えます。
- ▼ したがって、上記の貨物管理や手続きが不適切だった場合において、その行為が **関税法の規定に違反している場合、つまり、法令違反であると認められる場合** には、法第48条第1項による処分（搬入停止、許可の取消し）が行われることとなります。

貨物管理者(倉主)とは

■貨物管理者(倉主)とは、

- ・ 自らの名において 貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、
- ・ 関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
- ・ 自己の責任により適正な貨物管理(搬出入時の対査確認、蔵置管理)を行い
- ・ 保税台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳する者とすることができます。



① 許可保税地域(蔵置場、工場、展示場及び総合保税地域)

⇒ 被許可者 ⇒ 貨物管理者(倉主)

② 指定保税地域

⇒ 貨物を管理する者(法第41条の2) ⇒ 貨物管理者(倉主)

貨物管理を行うとは

■ 関税法は、倉主に関して、

記帳義務（法第34条の2、第61条の3他）

業務遂行能力等の許可要件（法第43条、第61条の4他）

収容能力の増減等（指定保税地域を除く）（法第44条、第61条の4他）

亡失貨物に係る関税納付義務（法第41条の3、法第45条他）

休廃業の届出（指定保税地域を除く）（法第46条他）

処分（法第48条）等を定めております。

これは、「倉主に記帳義務を課すことで、貨物の搬出入及び在庫状況の事実が明らか」となり、関税法の予定する適正な貨物管理を確保しうることによるものです。

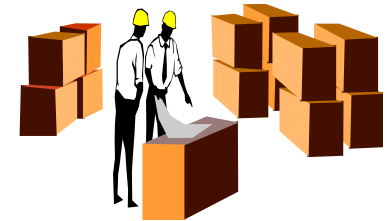
それで、「**記帳義務違反が多い**」
ということになるんですね。



貨物管理を行うとは ①

■具体的に貨物管理を行うとは、

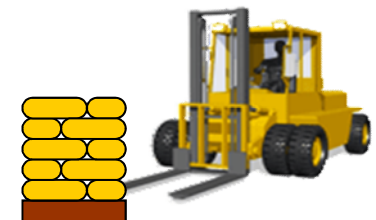
○ 貨物を搬入する場合には、貨物保管の受寄託契約を貨主と取り交わし、搬入作業予定、荷捌明細(蔵置場所の選定、搬入準備)を決定し、ポートノート、保税運送承認書等、搬入関係書類と現品との対査確認のうえ、貨物の搬入を行い、その結果を記帳すること



○ 蔵置管理中は、在庫の確認、蔵置期間の確認及び取扱い等を行うこと

○ 搬出については、貨主からの出庫依頼に基づき、出庫作業予定、荷捌き明細(荷捌き、フォークリフト、配送等の手配)を決定し、デリバリーオーダー、輸入許可書、保税運送承認書等、搬出関係書類と現品との

対査確認のうえ、貨物の搬出を行い、その結果を記帳すること



と表現することができます。

貨物管理を行うとは ②

■ 外国貨物を置く場所の制限（法第30条）

- 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。
- 輸入の目的以外の目的で本邦に到着した「輸入してはならない貨物」は、保税地域に置くことができない。

◇ 保税蔵置場に蔵置できる貨物（関税法施行令第35条第1項第2号）

保税蔵置場の許可を受ける際に、許可蔵置場に置こうとする貨物の種類を申請のうえ許可を受けていることから、申請した貨物の種類以外の貨物を蔵置することができない。



貨物管理を行うとは ③

■ 貨物の搬入関係

◇ 貨物の搬入手続き(関税法基本通達34の2-1)

保税地域に搬入される外国貨物については、倉主等が、自己の責任により、その貨物と船卸票等の書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナシール番号等の異常の有無の確認を行うものとする。

◇ 記帳義務(関税法第34条の2:保税蔵置場)

保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※ 記帳事項(関税法施行令第29条の2第1項第1号:保税蔵置場)



貨物管理を行うとは ④

■ 貨物の蔵置関係

◇ 貨物の蔵置方法 (関税法基本通達34の2-6)

保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船(機)名、品名、個数、数量及び搬入年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上(さし札)、区分して蔵置するとともに、危険物又は他の貨物を損傷し、若しくは、腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置するよう指導する。

なお、貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けて、その施設内に蔵置するものとする。

◇ 長期蔵置貨物の報告 (関税法基本通達34の2-1(3)ロ)

保税蔵置場に搬入された外国貨物のうち(毎月末日現在で)、3月を経過した外国貨物(IS承認を受けた貨物を除く)については、当該保税地域の倉主等において調査、確認の上、「長期蔵置貨物報告書」(C-3030)を作成し、翌月の10日までに、管轄の保税部門へ提出する(指定保税地域は、1月を経過した際)。



貨物管理を行うとは ⑤

■ 貨物の取扱関係

◇ 見本の一時的持出(関税法第32条)

保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出そうとする者は、税関長の許可を受けなければならない。**※記帳事項**

◇ 貨物の廃棄(関税法第34条)

保税地域にある外国貨物を廃棄しようとする者は、あらかじめ税関に届け出なければならない。(関税法基本通達34-1(3)
:廃棄後の現況により輸入手続きを要する場合がある)

◇ 貨物の取り扱い(関税法第40条、第49条)

指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れをすることができる。

同地域においては、同貨物につき、見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為で、税関長の許可を受けたものを行うことができる。**※記帳事項**



貨物管理を行うとは ⑥

■ 貨物の搬出関係

◇ 貨物の搬出手続き(関税法基本通達34の2-1)

保税地域から貨物を搬出しようとする貨主等は、当該搬出について、法の規定により、許可、承認又は届出を必要とするときは、当該許可書、承認書又は届出書を倉主等に提示する。

倉主等が、上記書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、提示された書類に認印を押なつし、自己の責任において貨物を搬出する。

◇ 記帳義務(関税法第34条の2:保税蔵置場)

※ 記帳事項(関税法施行令第29条の2第1項第7号:保税蔵置場)



貨物管理を行うとは ⑦

■ 貨物の搬入・蔵置・搬出のまとめ

ポイント

- 1 **関係書類と貨物の対査確認の徹底！**
倉主等の自己の責任において、確実にこの作業を実施。
- 2-1 **重大な損傷等又は、これに準ずる異常については、直ちに税関に連絡！**
- 2-2 **不審貨物を発見したら直ちに税関へ通報！**
不審貨物や不審な動きをする貨主を発見したら、税関へ通報。
- 3 **記帳は確実に！**
記帳漏れや記帳ミスが無いように、速やかに、確実に実施。
保税台帳をCSV形式で保管する旨の届出をしている場合は、管理資料の取得漏れが無いように。
- 4 **関係書類の保存は確実に！**
税関の検査で必要な書類は、紛失しないように保管。
保税台帳をCSV形式で保管する届出をしている場合は、必ずバックアップデータを確保する。



参考：保税地域における主な手続き

■ 共通

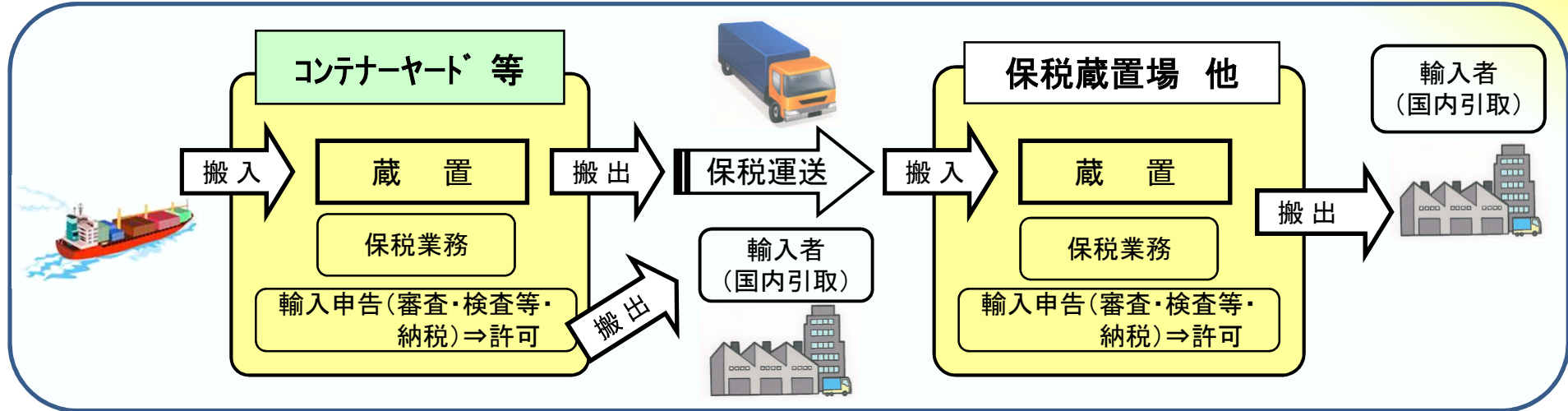
- ◆ 許可期間更新の申請 【C-3140】
- ◆ 許可の地位承継の承認申請 【C-3195】
- ◆ 蔵置貨物の種類変更届 【任意様式】
- ◆ 名称変更届 【任意様式】
- ◆ 所在地変更届 【任意様式】
- ◆ 役員変更届 【任意様式】
- ◆ 主要従業者保税業務担当者変更届 【任意様式】
- ◆ 貨物収容能力の増減届 【C-3160】
- ◆ 工事届 【C-3160】
- ◆ 休(廃)業届 【C-3180】
- ◆ 業務の再開届 【C-3190】
- ◆ 電磁的記録による帳簿の保存に係る届 【任意様式】
- ◆ 内部監査結果報告書 【任意様式】



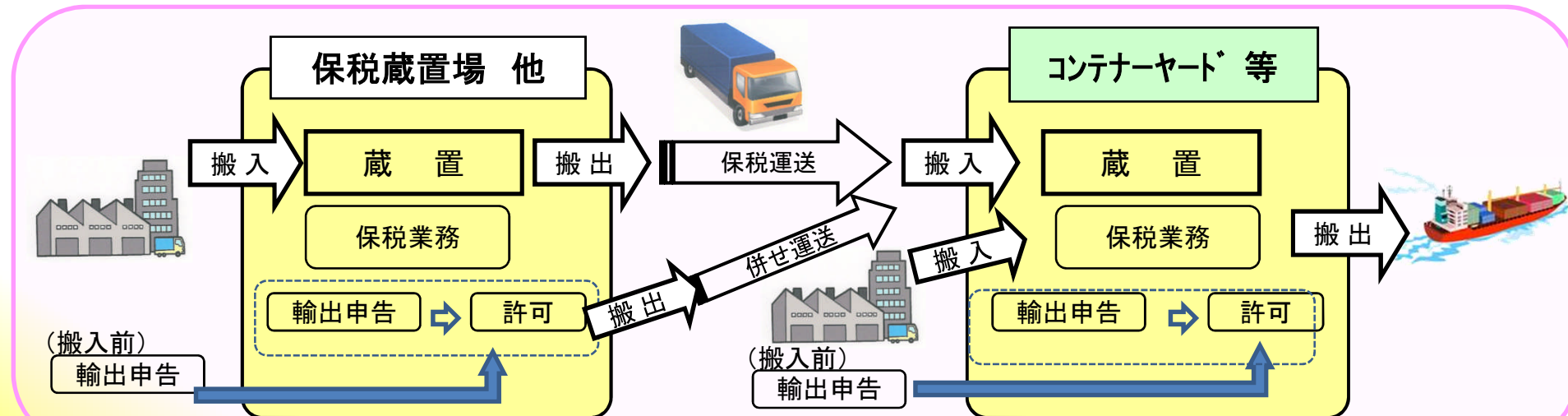
参考：輸出入貨物の流れ(海上)



輸入



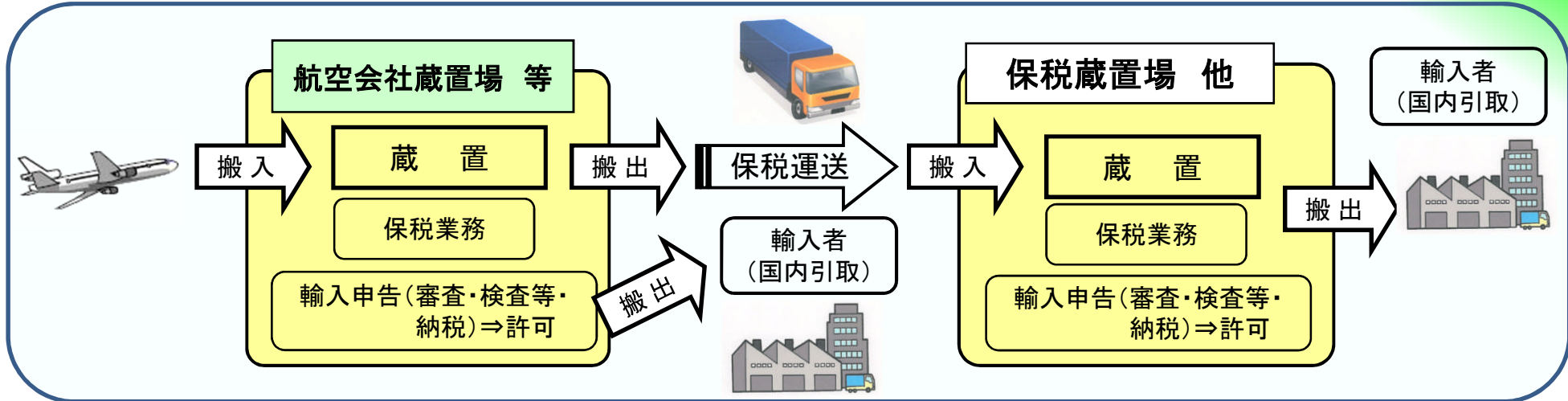
輸出



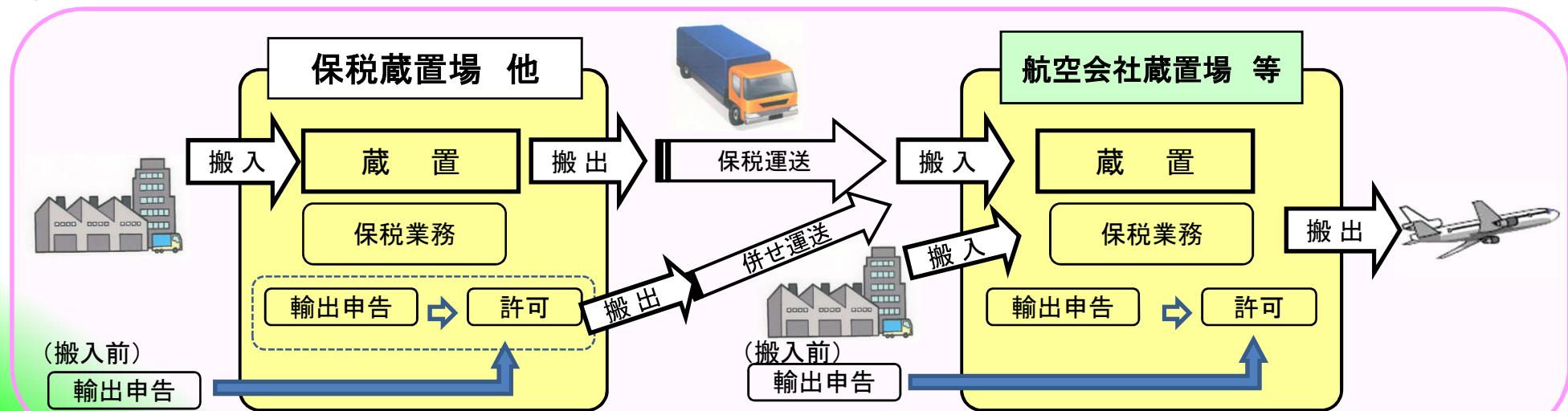
参考：輸出入貨物の流れ(航空)



輸入



輸出



処分関係(保税蔵置場の場合)

【法第48条(許可の取消し等)】

税関長は、次の各号の **いずれかに該当する場合** においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

通称、ヨンパチ処分と称しています！



① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税蔵置場の業務について この法律の規定に違反したとき (1号処分)

② 被許可者が許可要件(法43条第2号から10号)に該当することとなったとき(2号処分)

処分関係(指定保税地域の場合)

【指定保税地域の場合】

従来、指定保税地域は、地方公共団体等が埠頭、施設等を所有し、適正に管理・運営されるという前提のもとで、貨物管理者に対する規制を最小限のものとするため、処分規定を設けていなかった。

しかし、国際テロの未然防止、社会悪物品の水際阻止等の観点から、他の保税地域と同様に、関税法の規定に違反するようなことがあった場合は的確に処分することとしたものである。(⇒貨物管理の実態も蔵置場と同様な態様であったことも理由)

具体的には、**平成17年度関税改正により、新たに法41条の2を設け、**

「指定保税地域の業務について、貨物管理者等が関税法の規定に違反した場合には、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入を停止させる」

ことを可能とした。

◆ 指定保税地域は財務大臣の指定となっているため、許可がない。
⇒ 許可要件がないため、**法48条第2号処分はない!!**

【注意事項】

指定保税地域における搬入停止処分は、一つの指定保税地域で同一の貨物管理者が管理している

「CY、市営上屋等の指定保税地域のすべてが対象」

となりますので注意願います!!

処分関係：基本通達48-1(別表1-②)

非違の態様	基礎点数 10件以下	非違の態様	基礎点数 10件以下
2. 税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。	2	⑥ 保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること(法第58条ただし書きに規程する場合を除く。)(法第58条)	2
① 外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること(法第34条)。		⑦ 指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること(法第61条の2第2項(法第62条の15において準用する場合を含む。))。	
② 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をする事(法第34条の2、法第61条の3、法第62条の7において準用する場合を含む。))。		⑧ 総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること(法第62条の11)。	
③ 保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること(法第44条第1項(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む))		⑨ 保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること(法第63条第3項、第5項及び第6項)。	
④ 保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること(法第45条第3項(法第36条第1項、第41条の3、第61の4、第62条の7、第62条の15において準用する場合を含む。))。		⑩ 難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること(法第64条第3項、法第66条第2項)。	
⑤ 保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること(法第46条(法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。))	⑪ その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。		

【適用】 ① 複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあったものとして算出する。

② 上記①の場合、非違件数が10件を超えるときは、その超える件数10件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。

【留意】 表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第4章及び第5章から例示的に掲げたものであり、これ以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。

処分関係：基本通達48-1(別表2)

加算点数表①

【適用】

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

関与者	加算点数
A 被許可者(被許可者が法人である場合は、その役員)	30
B 代理人又は支配人その他の主要な従業者	10

加算点数表②

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日(以下「通知日」という。)以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

期間	加算点数
A 通知日以後、搬入停止処分期間末日まで	別表1により算出した点数の2倍に相当する数に10を加えた点数
B 通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで(Aの期間を除く。)	別表1により算出した点数の1.5倍に相当する数に10を加えた点数
C 通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで	別表1により算出した点数の1倍に相当する数に10を加えた点数
D 通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで	別表1により算出した点数の0.5倍に相当する数に10を加えた点数

加算点数表③

【適用】

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

期間	加算点数
A 処分を行わなかった非違が最後に行われた日(以下「最後の日」という)から1年を経過する日まで	10
B 最後の日から1年を経過した日から、最後の日から2年を経過する日まで	7
C 最後の日から2年を経過した日から、最後の日から3年を経過する日まで	5

非違発生の要因

● 人は間違いをします。保税業務も例外ではありません。

実際、「非違」のほとんどはヒューマンエラーです。

具体的には、担当者における

▼ 知識不足 ▼ 思込み ▼ 引継不十分 ▼ 連絡ミス・不足

がほとんどです。

つまり、**基本動作の不徹底**が最大の要因です。

防止策

- ① 貨物管理の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の段階において、**適正かつ確実に関与**することが大事です。
- ② **充実した社内研修・教育を継続的**に行うことが有効だと思います。
- ③ **厳正な内部監査の実施**が重要だと思います。
- ④ **社内環境を如何に活性化**(上下関係に関わらず、意見を言える)できるかが**ポイント**と思われます。是非、社内での検討をお願いします。

おわりに

保税の基本動作

- ▼ 搬出入時の対査確認
- ▼ 蔵置確認(蔵置期間、区分蔵置、さし札)
- ▼ 確実・迅速な記帳(NACCSにおける各業務の的確な登録)

最後になりますが

不明な点があれば、保税地域監督官部門へ
ご遠慮なく、お気軽にご相談ください！

◆連絡先：050 - 3530 - 8387